

# 大学の海外展開について

# 大学の海外展開に係る論点

(1) 大学の海外展開の意義

(2) 大学の海外展開にあたっての課題と対応

① 校地校舎の自己所有等について

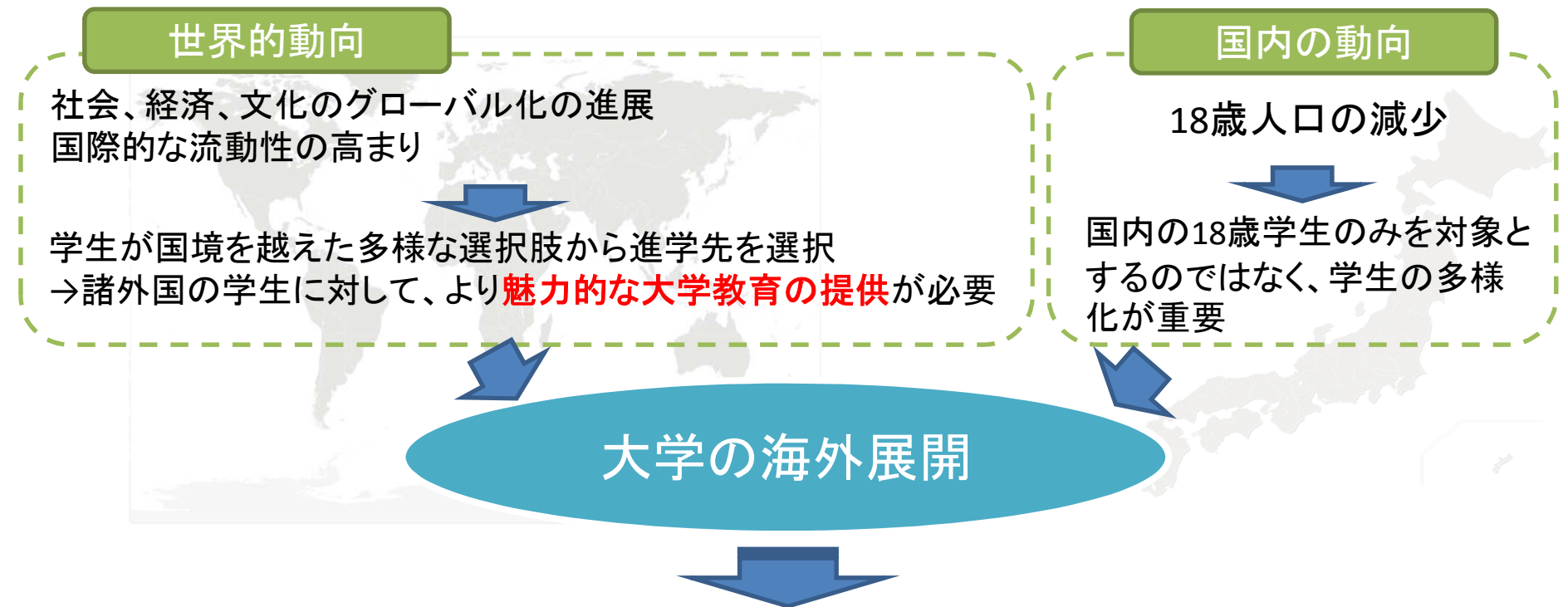
② 定員管理について

(3) 多様な海外展開の促進のための方策

① 海外協定校との連携強化を通じた新たな海外展開モデル  
の提示

② 海外展開事例等の調査研究を通じた先進的な取組の普及

# (1) 大学の海外展開の意義



## 我が国の質の高い高等教育への**アクセス向上**

我が国への留学よりも容易に、我が国の質の高い高等教育を諸外国の優秀な若者に提供  
→ 持続可能な開発目標(SDGs)にも掲げられた、万人への質の高い教育の提供の実現に貢献

## 我が国の高等教育機関の

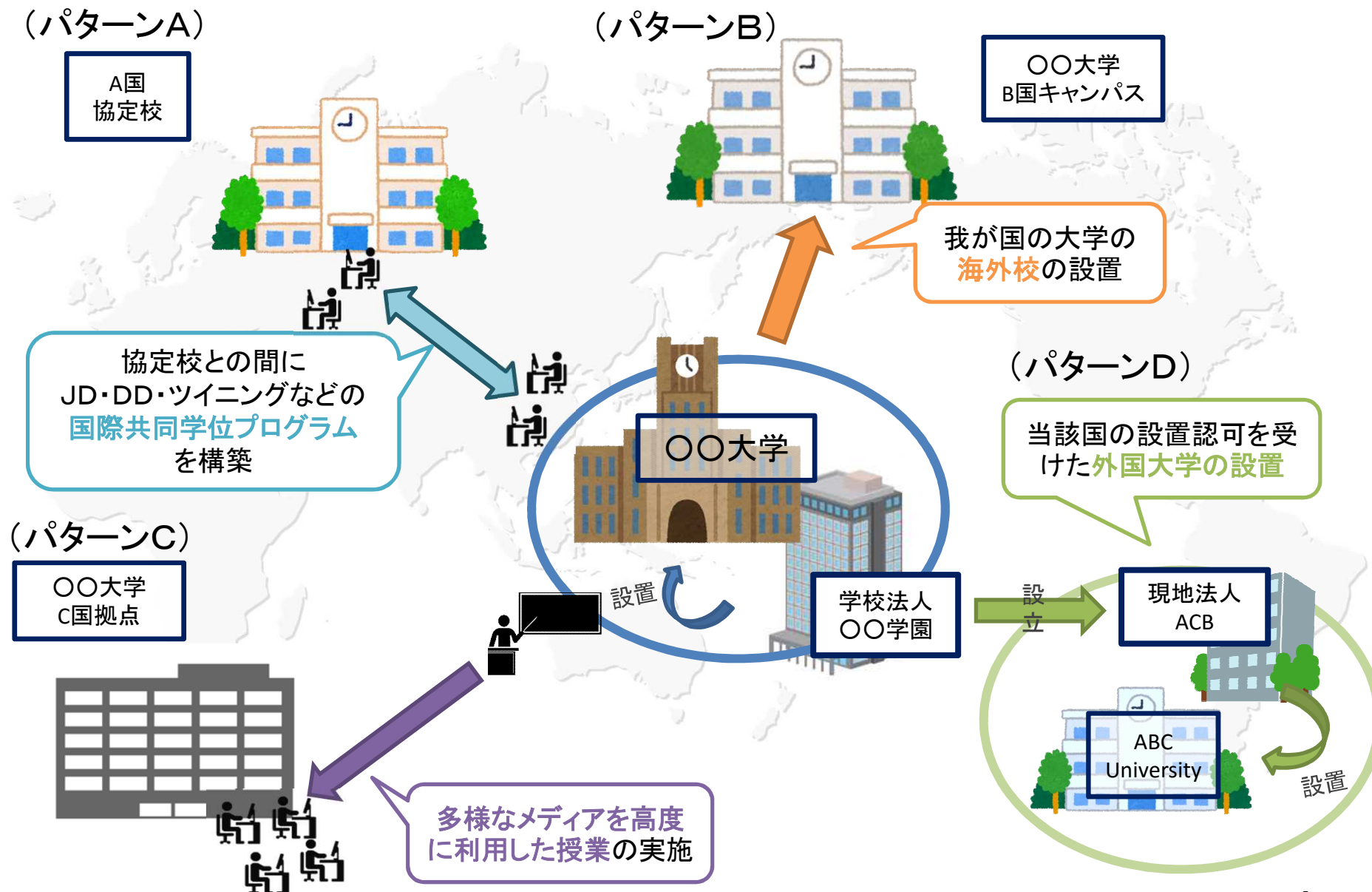
## 教育、研究力の向上、国際通用性の強化

- ・現地の大学や諸外国の大学の海外校との切磋琢磨
- ・多様な文化、社会的背景を持つ教員や学生間の交流を通じたより魅力ある教育プログラムの形成

国内において果たすべき役割だけでなく  
**世界に開かれた高等教育機関としての役割**を果たす

<<我が国の高等教育の質保証の在り方を見直す取組と一体として推進>>

# (1) 大学の海外展開の意義



## (2) 大学の海外展開にあたっての課題と対応

### ① 校地校舎の自己所有等について

#### 現行制度

##### 告示「学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準」(抜粋)

##### 第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)を設置する学校法人の設立に係る寄付行為の認可については、次の基準によって審査する。

##### 一 校地並びに施設及び設備について

(二) 校地は、申請時において申請者の自己所有(略)であり、かつ負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証(略)のある借用である校地であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者(以下「地方公共団体等」という。)の所有する土地で、申請時まで貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時まで賃貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である校地であって、第一の一の(二)のイの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの

- 校舎その他必要な施設についても、校地とほぼ同様に規定されている。
- 寄附行為の変更の認可についても本規定を準用している。

## (2) 大学の海外展開にあたっての課題と対応

### ① 校地校舎の自己所有等について

#### 課題

- 海外展開先の国の制度的制約により、自己所有等が困難な場合がある(例:中国では、土地は全て国有地であるため、自己所有や二十年以上にわたり使用できる保証を得ることは困難)
- 海外校を開設する際の「特別な事情」「やむを得ない理由」がどのような場合かが明らかではない
- 一方で、国内における「大学等の教育研究目的を達成するうえでやむを得ない特別な事情」に該当する場合については、通知で例示されている。

#### 対応(案)

- 海外校を設置する場合が「特別な事情」「やむを得ない理由」に該当し得ることについて、**具体例を示すことで、校地校舎の自己所有等に関する例外規定に関する解釈の明確化**ができるのではないか。

例: 契約慣行上土地・建物の長期借用が一般的でない国・地域において、土地・建物を借用して海外校を設置する場合

## (2) 大学の海外展開にあたっての課題と対応

### ② 定員管理について

#### 現行制度

- 海外校の定員についても、日本国内の学部等の定員と同様に定員管理がなされる。
- 定員を超過した場合、「学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合、同一設置者が設置する他の大学等も対象として、新規の大学設置等の認可申請を認可しない」等の取り扱いについて、海外校の定員についても同様に適用される。

#### 課題

- もし海外校の定員を超過する入学者が生じた場合には、海外校だけでなく同一設置者が設置する他の大学等も対象として、新規の大学設置等の認可申請を認可しないという取り扱いに該当する可能性がある。
- 日本国内の学部等を開設する場合であれば、これまでの経験から受験者数や手続率等の予測が付きやすいが、海外校を開設する場合には、受験者数や手続率等を正確に予測して定員に対して過不足なく学生を確保することは非常に困難。そのため、定員の予測が外れた場合のリスクが、海外校の開設に消極的となる要因の一つとなることが指摘。
- そもそも定員管理は、教育内容の質を担保することが主目的であることから、進出先国と我が国の国情の違いによる定員管理の困難さと、海外校における教育内容の質の担保をどのように両立させるかが課題である。



## (2) 大学の海外展開にあたっての課題と対応

### ② 定員管理について

#### 課題(参考データ)

- 海外校の設置は、そもそも制度の活用が進んでいないことから、海外校における定員管理の実例は存在しない。
- 他方で、日本の大学の海外校に近い立場で、海外に設置されている教育機関として、日本政府の協力により海外に設立された大学があげられる。
- 以下のデータは大学院段階における入学率の状況であり、「設置認可申請を認めない」とする基準告示の規定が適用される学部段階のデータではないものの、学部段階についても、大学院段階と類似の状況が懸念される。

日本政府の協力により設立された大学(大学院段階)における入学率(入学者/合格者)

	2014	2015	2016	2017	2018(春学期のみ)
エジプト日本科学技術大学(修士)	46.3%	65.2%	53.3%	66.7%	14.3%
エジプト日本科学技術大学(博士)	54.0%	75.0%	56.9%	54.0%	25.0%
日越大学(修士)	-	-	58.7%	80.0%	72.7%

入学率が年により20%程度変動する機会が多く、**振れ幅が非常に大きい。**

国内のある大学(大学院段階)における入学率(入学者/合格者)

	2014	2015	2016	2017	2018
国立A大学(修士)	90.7%	91.3%	91.4%	92.7%	89.5%
国立A大学(博士)	95.3%	94.0%	96.5%	96.1%	95.0%
私立B大学(修士)	87.3%	89.4%	86.5%	86.8%	90.1%
私立B大学(博士)	93.2%	93.2%	94.0%	89.8%	94.5%



## (2) 大学の海外展開にあたっての課題と対応

### ② 定員管理について

#### 対応(案)

- 海外校の定員管理に関して、大きな不確定要素があることを踏まえて、**基準告示の規定を緩和することとしてはどうか**。(緩和の程度、期間等については、教育の質の低下を招かぬ観点から、検討が必要。)
- 定員管理は、教育内容の質を担保することが目的であることから、**基準を緩和した場合でも、海外校における教育の質が保たれるよう、十分なフォローアップを行う**。

#### <参考>

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」(平成十五年文部科学省告示第四十五号)第1条 三 に定められている「平均入学定員超過率」に係る要件は、下表のとおり。

開設年度	区分	大学				短期大学	高等専門学校
	大学規模 (収容定員)	4000人以上			4000人未満		
	学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
H29年度	平均入学 定員超過率	1.25倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満	1.30倍未満
H30年度	平均入学 定員超過率	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
H31年度 以降	平均入学 定員超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

## (3) 多様な海外展開の促進のための方策

### ① 海外協定校との連携強化を通じた新たな海外展開モデルの提示

#### 現状

- 大学の海外展開を図る上では、海外校の開設に限らず、**海外展開の目的や展開先の状況等に**応じて多様な形態を選択できることが重要。
- 例えば、海外大学との連携により提供される国際共同学位プログラムは、日本の大学への転入学・編入学の規模の大きな受け入れに繋がるものであり、優秀な外国人留学生の受け入れ促進の観点からも有益。

#### 対応(案)

- 日本の大学が、教育の質を担保しつつも柔軟な形で海外展開を行うための方策について、既存の取組を整理すると同時に、**海外協定校との連携強化を通じた新しい海外展開方策のモデルについて**とりまとめ、大学に対して提示してはどうか。
- 具体的には、次項に示されたイメージのような**単位互換**や「**多様なメディアを高度に利用した授業**」を活用した**教育プログラムの構築**など、新しい海外展開方策についての具体的なモデルを示してはどうか。

#### ねらい

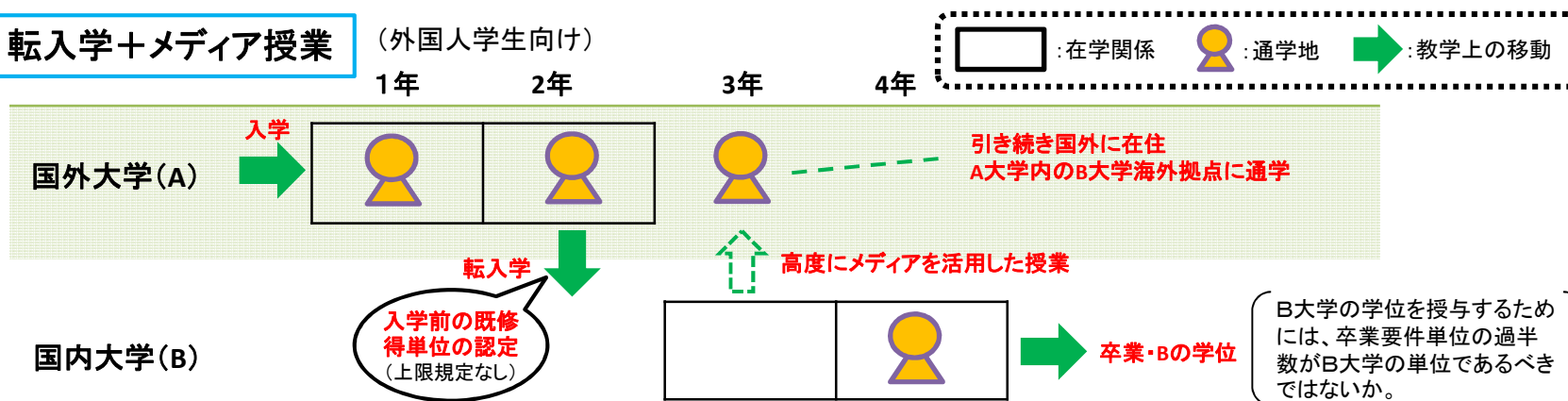
- 海外展開を行う際に、どのような教育プログラムの構築が可能であるのかを明示することで、海外展開方策の知見が少ない大学であっても、より幅広い選択肢の中から、具体的な検討を行うことが可能となる。

# (3) 多様な海外展開の促進のための方策

- 大学設置基準において、大学は、自らが開設する授業を、多様なメディアを高度に利用し、外国において学生に履修させることができるとされている。
- 一方、これがどのような場合に可能なのかについては、法令上必ずしも明示されていないことから、通知等によりこの基準を明示すること等により、多様な海外展開の手段としての活用を促してはどうか。
- 具体的には、転入学や留学等と組み合わせることにより、たとえば以下のような海外展開が可能と考えられる。

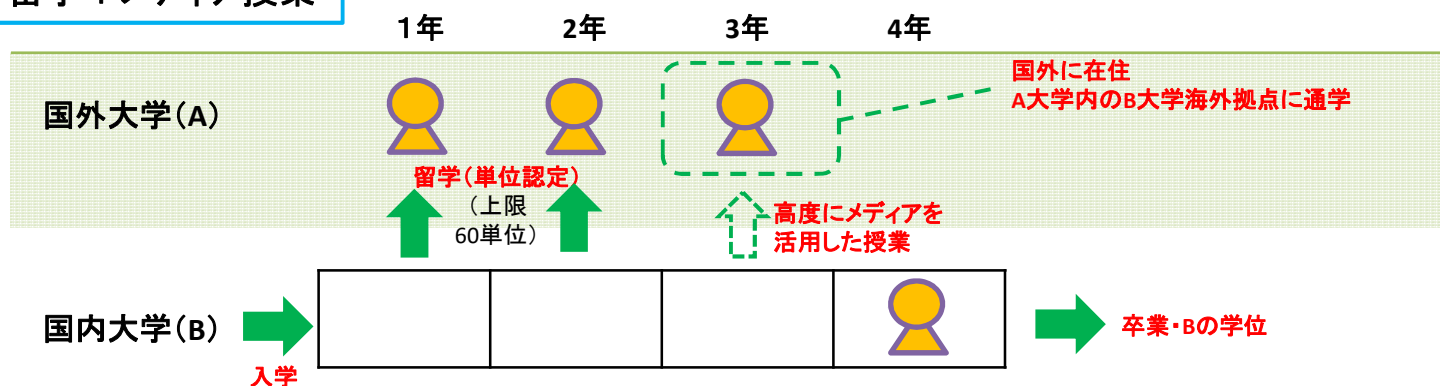
## 例1 転入学+メディア授業

(外国人学生向け)



## 例2 留学+メディア授業

(日本人学生向け)



※ 本頁に掲げたモデルは、海外拠点において「メディア授業」を受講する形式を前提とした案であるが、授業そのものを海外拠点で実施する場合の在り方については、今後更なる検討が必要。

# (3) 多様な海外展開の促進のための方策

## ① 海外協定校との連携強化を通じた新たな海外展開モデルの提示

### <参考>

#### 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

##### (授業の方法)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

##### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

##### (入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

## (3) 多様な海外展開の促進のための方策

### ② 海外展開事例等の調査研究を通じた先進的な取組の普及

#### 現状

- 我が国では、**大学が海外展開を進めるための手法や、現地制度・事情等に係る知見の蓄積・共有等は進んでいない**。一方、全ての大学が独自で調査を行うことは困難が伴う。
- また、対象となる国・地域によって、高等教育制度や現地事情等の状況が異なっており、ある国での経験がそのまま他国に応用できるとも限らない。

#### 対応(案)

- 我が国の大学の海外展開先候補となり得るような、**いくつかの国の高等教育制度・事情及び海外大学の当該国への展開状況について、調査を実施してはどうか**。
- 同時に、我が国の大学で、既に多様な形態による**海外展開を実践している大学の先行事例を調査**し、どのような取組が可能か、また、新たに大学が海外展開を行う際に検討すべき事項や、必要なステップ等を明確化してはどうか。

#### ねらい

- 海外展開を検討している各大学の負担や不安感を軽減し、海外展開を支援する。

# 參考資料

# これまでの審議の整理（1）

## 平成29年12月28日 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会 今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理 【別添2】 制度・教育改革ワーキンググループ論点整理

### 【高等教育機関の国際展開（関連部分抜粋）】

#### （1）現行制度・現状

平成17年に学修機会の国際化及び日本の大学の海外展開の観点から、日本の大学が外国において教育活動を行う際、日本の大学の一部と位置付けることが可能となった（大学設置基準等の改正）。これにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができることとなった。

日本の高等専門学校の教育制度は、諸外国からも高く評価されており、ニーズを踏まえつつ、当該制度の海外への導入に向けた支援を、独立行政法人国立高等専門学校機構が組織的・戦略的に展開している。

#### （2）課題

現在までに、外国に学部等を設置することができる制度の活用は十分に進んでいない。その背景としては、日本国内での教育活動を前提とした制度等を、外国での教育活動展開の条件として等しく適用する困難さ（校地校舎の自己所有、収容定員管理等）等の課題が指摘されている。

一方、日本の大学及び高等専門学校の国際競争力を維持・発展させ、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすと同時に、人口減少を見据えて海外から高度人材を獲得していくためには、海外展開を促進することが求められている。

#### （3）論点と検討の方向性

日本の大学が海外に学部、学科その他の組織を設置する場合に直面しうる課題（上記課題を含む阻害要因等）を整理し、対応の検討が必要ではないか。例えば、外国では日本と同様の条件遵守が難しい制度の改正や、海外展開に係る現地情報の提供等に関して在外公館や海外の日本関連機関等の連携の仕組み等、大学がより積極的に海外展開を検討できるようにインセンティブを付与する等の方策が必要ではないか。

高等専門学校が導入しているモデルコアカリキュラムを含む高等専門学校の教育制度を海外展開していく際、国際的な枠組みを活用し、世界標準の技術者教育として国際的通用性を高めることができるのではないか。



## これまでの審議の整理（2）

平成30年6月28日 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会  
今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ

### 【高等教育機関の国際展開（関連部分抜粋）】

#### 2. 高等教育機関の教育研究体制

（多様な学生）

○ また、国際競争の激しい高等教育の世界において、我が国の高等教育機関が魅力を高めていくためには、我が国の学位等が示す教育のレベル等についての国際通用性の確保やアジア各国を中心に日本の高等教育へのニーズが高い国に対する国際展開を促進するような制度を整備する。

<具体的方策>

#### 高等教育機関の国際展開

○ 海外校の設置における、校地・校舎の自己所有原則の運用改善等や、単位互換や転入学・編入学を含む学位プログラムを日本の大学と連携して提供する海外の大学との協力促進等の多様な形態による大学の海外展開を促進する。

# 我が国大学の海外校に関する制度改正（規定の新設）概要

## 【制度改正】

■平成16年12月13日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第42号）」公布、平成17年4月1日施行

■平成20年6月30日文部科学省告示第103号 大学の海外校に関する告示

## 【趣旨】

高等教育の国境を越えた展開に対応し得るよう、学習機会の国際化及び我が国の大学の国際展開の観点から、我が国の大学が外国において教育活動を行う際、大学設置基準等を充たしたものについては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とする。

## 【可能となった活動】

我が国の大学の学部、研究科、学科等の教育研究組織（海外校）を外国に設置すること

- 1.外国に設置した学部等において、教育課程の全てを実施すること  
（海外校のみで我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
- 2.外国に設置した学部等において、教育課程の一部を実施すること  
（国内校の教育課程の履修と合わせて我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）  
※海外校の学生の国籍は不問。主として外国人を対象とした海外校が設置可能。

# 校地・校舎の自己所有について

平成19年4月26日付19文科高大91号「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の改正について(通知)」では、校地・校舎の自己所有要件の緩和として以下の通り示されている。

第1 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)

## (1)校地・校舎の自己所有要件の緩和

校地・校舎については、従来どおり自己所有を原則とすること。

校地・校舎を借用とする場合には、国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずるものからの借用に加え、民間からの全部借用を認めること。

借用にあたっては、原則として20年以上(大学院の場合には10年以上)の使用保証があること。ただし、開設時以降20年以上(大学院の場合には10年以上)にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別の事情があり、かつ、大学等の教育研究目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合には、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたる使用保証があれば足りること。また、大学等の教育研究目的を達成するうえでやむを得ない特別な事情としては、例えば、

- ・ 社会人向けのビジネス教育を行う場合であって、十分な授業時間を確保するために、社会人にとって通学が容易な都心のビジネス街にキャンパスを設ける必要がある場合、
- ・ 地域や企業との密接な連携による実践的な教育を行う場合であって、課外活動も含めて、より効果的な教育研究が行われるために、連携先に近い地域にキャンパスを設ける必要がある場合、

が想定されること。なお、修業年限以上の使用保証については、大学であれば契約期間が4年間でもなくとも、例えば、契約更新が可能であれば、契約期間が2年間であっても認める取扱いとすること。(第一の一の(二)のイ及びウ、第一の一の(四)のイ及びウ)

# 海外校における定員超過・定員未充足の場合の取扱いについて

海外校の定員管理について、定員超過及び定員未充足が生じた場合の主な取扱いは以下の通り。

	定員超過	定員未充足
私立大学 ※1	○ 学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合、同一設置者が設置する他の大学等も対象として、新規の大学設置等の認可申請を認可しない。	---
公立大学	○ 学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合、同一設置者が設置する他の大学等も対象として、新規の大学設置等の認可申請を認可しない。	---
国立大学	<p>○ 上記の基準について国立も同様の取扱い。(公私立の認可の手続きに相当する「意見伺い」を認めない。)</p> <p>○ 定員超過による国庫返納                      &lt;入学定員の超過(1年次)&gt;【学部のみ】                      一定の入学定員超過率以上の学生数分の授業料収入相当額(昼:536千円、夜:268千円)を、中期目標期間終了時に国庫納付</p> <p>&lt;収容定員の超過(2年次以降)&gt;【学部のみ】                      一定の収容定員超過率(2年次以降)以上の学生数分の授業料収入相当額(昼:536千円、夜:268千円)を、中期目標期間終了時に国庫納付</p>	○ 収容定員充足率90%未満の学生数分の受入に要する経費措置分(学生経費)を中期目標期間終了時に国庫納付

※1 私立大学等経常費補助金については、海外校は対象外

# 大学の海外展開の様々な形態

## ■ OECD-世界銀行（2007） Cross-border Education（国境を越えた教育）

人や教育プログラム、提供者、カリキュラム、プロジェクト、研究とサービスの移動が、国家や地域の司法権利上の境界を越えて動くこと。国際化の部分集合であり、開発協力プロジェクトや、学術交流プログラム、商業的イニシアティブの一部にもなり得る。

### ■ プログラムの移動形態 ■

- Franchise（フランチャイズ）
- Twinning（ツイニング）
- Double degree（ダブル・ディグリー）
- Joint degree（ジョイント・ディグリー）
- Articulation（単位互換協定等）
- Validation（ヴァリデーション）
- E-learning/ distance  
（E-ラーニング/遠隔）

### ■ 機関の移動形態 ■

- Branch campus（ブランチキャンパス）
- Independent institution（独立機関）
- Acquisition/merger（買収/合併）
- Study centre/ teaching site  
（学習センター/教育サイト）
- Affiliation/ network  
（提携/ネットワーク）

出典：OECD-世界銀行(2007) Cross-border Tertiary Education A WAY TOWARDS CAPACITY DEVELOPMENTを参考に作成。  
<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/6865/Cross-borderTertiaryEducation.pdf?sequence=5>



# 外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

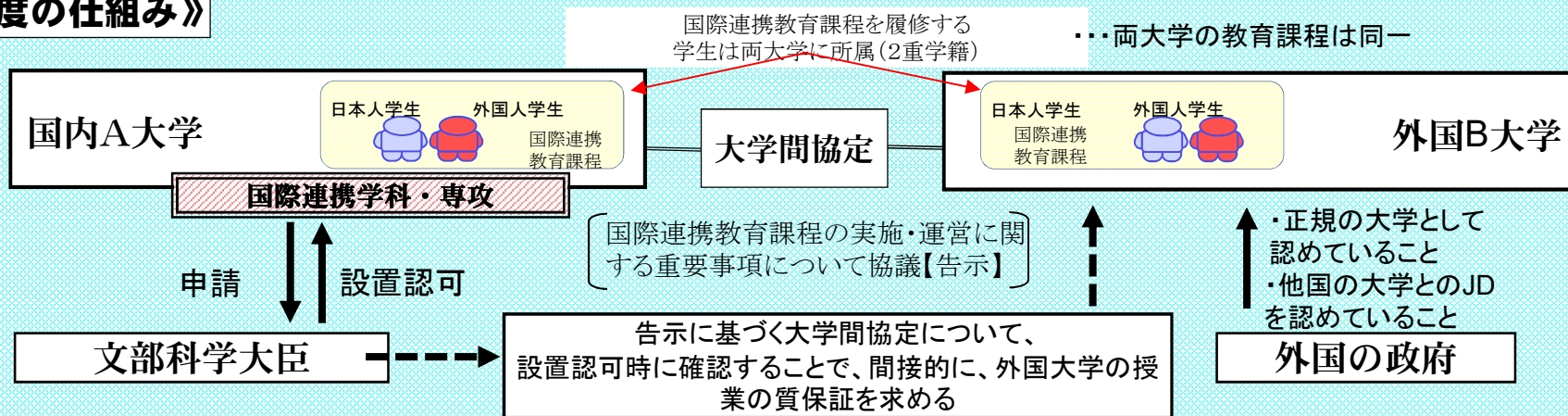
平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。  
（\* 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。  
また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。



外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

## 《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

# 我が国の大学の海外展開・プログラムの移動事例

## ■ ツイニング（例）

### ○ 大連理工大学・立命館大学国際情報ソフトウェア学部

立命館大学情報理工学部と中国遼寧省大連市にある大連理工大学軟件学院が共同で開設する国際的なIT学部として2013年4月に中国政府に認可された、日中共同で設置する初の国際的な学部。学生定員は100名で、定員のうち4割の40名は、立命館大学情報理工学部から3年次転入し、立命館大学と大連理工大学のダブルディグリーを取得。基本コンセプトは、①IT分野におけるグローバル人材育成のための教育モデルの開発、②中国東北部を始めとする東アジア地域の教育研究拠点の形成、③日系企業・中国企業と立命館大学・大連理工大学による国際産学連携。

### ○ 長岡技術科学大学を幹事大学としたコンソーシアム

#### ベトナムハノイ工科大学とのツイニングプログラム

2005年4月より編入受入れ開始。日本側は長岡技術科学大学を幹事大学としてコンソーシアム形式で運営。学生は第3学年の前半までベトナムで専門基礎及び日本語を学習し、試験を経て日本のコンソーシアム大学の第3学年に編入。長岡技術科学大学又はコンソーシアム大学の学位を授与。日本語による学部教育。留学期間・費用の半減、ベトナムでのプログラムの前半教育へのコミットメントによる受入れ留学生の質の保証、プログラムとして財政的自立性を志向し、持続可能なプログラムとなる。

### ○ 豊橋技術科学大学ツイニングプログラム

#### マレーシア・ディステッド・カレッジとのツイニングプログラム

これまでのツイニングプログラムの実績を基に、マレーシアのカレッジと新規提携、2017年3月より現地校での学生受入れを開始。現地で日本語を含む3年間の教育後、日本へ学部3年次に編入、2年間で学部卒業を目指す。国内外での学生獲得の競争が激しくなる中、学部レベルでの優秀な留学生獲得を意図。マレーシアでは外国大学とのツイニングプログラム事例が多いが、日本の国立大学の学費は英国等の大学と比べて比較的安価であり、また政府や財団による支援、学費免除等と合わせることにより、留学生にとって魅力あるプログラムとなり得る。



## ■独立機関

### ハワイ東海インターナショナルカレッジ

学校法人東海大学の海外教育機関の一つとして1992年に設立（米国非営利法人）。敷地、建物ともに学校法人東海大学の所有物。米国西地区学校・大学協会（WASC-ACCJC）の基準認定（アクレディテーション）を受けたリベラルアーツ短期大学。修了者は、米国短期大学士（Associate in Arts）が取得できる（日本の学位は取得できない）。卒業生の6割はアメリカの4年制大学へ、3割弱が東海大学等の日本の公私大へ編入学している。2015年4月、オアフ島西部のハワイ大学ウエストオアフ校敷地内にキャンパスを移転し、同校との間に単位互換、共同留学、施設の供用、国際教育プログラムといったコラボレーションを展開中。

## ■サテライトキャンパス

### 名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院

アジアサテライトキャンパスを設置し、各国の国家中枢人材に対し在職しながら名古屋大学の博士号が取得できるプログラムを提供している。

キャンパス所在地：ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン、モンゴル、ウズベキスタン  
設置研究科：教育発達科学研究科、法学研究科、医学系研究科、生命農学研究科、国際開発研究科、環境学研究科（全て後期課程）

- ・2017年9月に法律分野の博士号取得者を2名、生命農学分野の博士号取得者を1名輩出し、2018年9月に医療行政分野の博士号取得者を2名、国際開発分野の博士号取得者を1名輩出する見込み。
- ・例えばフィリピンでは現地の提携大学からも指導教員がつけられているなど協力して事業を行っており、共同研究・DD・JD等次の展開へつながることが期待される。